主 文 本件控訴を棄却する。 理 中

本件控訴の趣意は弁護人横田隼雄作成名義の控訴趣意書及び控訴趣意書訂正申立 と題する書面に記載されたとおりであるから茲にこれを引用し、これに対し次のよ うに判断する。

論旨第一点及び第三点について

(その他の判決理由は省略する。) (裁判長判事 谷中董 判事 坂間孝司 判事 久永正勝)